

7 営業権の評価

営業権の価額を評価する際の算式について、「企業者報酬の額」を現下の経済実態に応じた金額とし、「総資産価額に乘じる利率」を基準年利率から総資産利益率を基にした0.05とする等の改正を行った。

また、前年の所得金額を評価額の限度とする取扱い及び超過利益金額が少額な営業権等の価額は評価しないこととする取扱いを廃止することとした。

(評基通165、166 = 改正、167 = 削除)

1 従来取扱い

営業権の価額については、次の算式により計算した金額と課税時期を含む年の前年の所得金額とのうちいずれか低い金額により評価することとしていた。

(算式)

営業権の価額 = 超過利益金額() × $\frac{\text{営業権の持続年数(原則10年)に応ずる}}{\text{基準年利率による複利年金現価率}}$

()超過利益金額 = $\frac{\text{平均利益金額}}{\text{金額}} \times 0.5 - \frac{\text{企業者報酬の額}}{\text{額}} - \frac{\text{総資産価額}}{\text{価額}} \times \frac{\text{営業権の持続年数に応ずる}}{\text{基準年利率}}$

なお、算式の平均利益金額は、所得金額を基とし、非経常的な損益の額、支払利子、損金に算入された役員報酬の額等を加減算した金額に物価調整をするなどして算定していた。

また、開業後10年に満たない企業の営業権、超過利益金額が少額な営業権等については、評価しないこととしていた。

2 改正の概要

超過利益金額の算式における「標準企業者報酬額(企業者報酬の額)」の改正

企業者報酬の額については、現下の経済実態に応じた金額とするため、平均利益金額の区分に応じ、次に掲げる算式により計算した金額に改正するとともに、名称を標準企業者報酬額とした。

平均利益金額の区分	標準企業者報酬額
1億円以下	平均利益金額 × 0.3 + 1,000万円
1億円超 3億円以下	" × 0.2 + 2,000 "
3 " 5 "	" × 0.1 + 5,000 "
5 "	" × 0.05 + 7,500 "

(注1) 企業者報酬の額にその金額の100分の30の範囲内において相当と認める金額を加算又は減算することができるとする取扱いは、廃止することとした。

(注2) 平均利益金額が5,000万円以下の場合、標準企業者報酬額が平均利益金額の0.5以上の金額となるので、営業権の価額の計算上、営業権の価額(超過利益金額)は算出されないことに留意する。

【平均利益金額5,000万円の場合】

平均利益金額(5,000万円) × 0.5 - 標準企業者報酬額(2,500万円()) = 超過利益金額(0円)

()5,000万円 × 0.3 + 1,000万円 = 2,500万円

超過利益金額の算式における「総資産価額に乘じる利率」の改正

総資産価額に乘じる利率については、国債の利回りを基とした基準年利率を用いていた

が、当該利率は、超過収益力（超過利益金額）の算定において控除することとなる投下資本の働きの部分を計算するためのものであることから、企業の有する資産の運用利回り（働き）を示す利率を用いることが適当であると考えられるので、総資産価額に対する利益金額の割合である総資産利益率を基とした0.05（5%）に改正した。

（注） 0.05は、平成19年9月公表の「平成18年度法人企業統計（財務省）」（業種別、規模別資産・負債・資本及び損益表（全産業））を用いて、分子を「経常利益＋支払利子」、分母を「総資産」として計算した総資産利益率を基とした。分子を「経常利益＋支払利子」としたのは、所得金額に非経常的な損益の額等を加減算した金額である平均利益金額に近似する利益は経常利益であること及び借入金（他人資本）の有無（大小）による資産の運用利回り（働き）への影響を排除するためである。超過利益金額の算式における「平均利益金額」及び「総資産価額」の改正

イ 平均利益金額の算定において、手形割引料は、利息の支払いと同じ性格のものとして認識されていたことから、支払利子^{（注）}と同様に、なかったもの（所得金額に加算すること）としていたが、金融商品に係る会計基準において、手形割引料は手形売却損益として処理されることとなったこと等から、加算しないこととした。

（注） 借入金、社債、預り金、保証金等に対する支払利子及び社債発行差金の償却費をいう。

ロ 平均利益金額の算定において、準備金勘定又は引当金勘定に繰り入れた金額は、なかったもの（所得金額に加算すること）としていたが、総資産価額に乗じる利率について、分子を「経常利益＋支払利子」、分母を「総資産」とする総資産利益率としたこととの整合性を図ることから、加算しないこととした。

ハ 平均利益金額の算定において、企業物価指数による調整計算をしていたが、簡便性等を考慮し、この取扱いは廃止することとした。

ニ 平均利益金額の基となる所得金額は、法人税法第22条第1項に規定する所得の金額に損金に算入された繰越欠損金の控除額を加算した金額であることを明確にした。

ホ 役員等（企業主宰者等）の所有する資産であっても、企業がその役員等から賃借して事業の用に供している資産は、企業の資産とみなして総資産価額に加算するとともに、その賃借資産の支払賃借料は、平均利益金額の算定において、なかったもの（所得金額に加算すること）としていたが、簡便性等を考慮し、この取扱いは廃止することとした。

(4) 超過利益金額が少額な営業権の価額は評価しないこととする取扱い等の廃止

イ 前年の所得金額（著名な営業権はその3倍）を評価額の限度とし、また、超過利益金額が5万円未満の企業の営業権の価額及び平均利益金額が200万円未満の企業の営業権の価額は評価しないこととしていたが、平均利益金額に0.5を乗じることにより評価の安全性を図っていること等から、これらの取扱いは廃止することとした。

ロ 開業後10年に満たない企業の営業権の価額は評価しないこととしていたが、評価通達に定める営業権の価額は、権利者自らが使用している場合の特許権、商標権等の価額を含めて評価することとしており、開業直後であっても特許権等を有している企業もあること、最近の社会経済情勢の下では、単に開業後の年数により形式的に営業権の存否を判定することは適当でないこと等から、この取扱いは廃止することとした。